

令和5年第7回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月20日（木） 13時15分～13時40分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員

(16名)

会長 16番 中川 和則

会長職務代理者 15番 佐々木 昭英

委員 1番 金子 忠博

2番 佐々木 達也

3番 高橋 かおる

4番 白澤 克美

5番 熊谷 洋司

6番 川村 良道

7番 川村 和男

8番 佐々木 博

9番 星川 忠博

10番 藤原 幸藏

11番 佐藤 俊孝

12番 高原 弘明

13番 阿部 江利子

14番 白澤 和実

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 使用貸借解約通知について

日程第7 報告第3号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第8 議案第1号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について

日程第9 議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第10 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の作成要請について

5 説明員

農業委員会事務局 事務局長 田口 征寛

係長 泉山 弘道

主任主事 藤原 佳芳里

6 会議の概要

議長 会議に先立ち、皆様にお知らせいたします。5月1日から府内クールビ

ズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。また、本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しておりますので、議案の朗読は表題のみといたします。質問、意見や討論等、発言の際は挙手により発言の意思表示をお願いいたします。なお、発言を許された方は、議席番号と氏名を述べた上で発言くださるよう、よろしくお願ひします。

本日の出席委員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和 5 年第 7 回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第 1 、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、当職より指名いたします。8 番、佐々木博委員、10 番、藤原幸藏委員、11 番、佐藤俊孝委員にお願いいたします。

議長

日程第 2 、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、当職より指名いたします。農業委員会事務局、藤原佳芳里主任主事にお願いいたします。

議長

日程第 3 、会期の決定ですが、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、本日 1 日と決します。

日程第 4 、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご報告いたします。

6 月 30 日、農業会議定時総会、盛岡市の産業会館で行われ、私が出席しております。

7 月に入りまして、7 月 13 日、農地転用現地調査、高橋かおる委員、星川忠博委員が出席しております。東徳田、北矢幅地区で行っております。

同じく 13 日、違反転用現況調査ということで、私と白澤和実委員、佐藤俊孝委員が出席しております、これは以前にありました赤林地区でございます。同じく 13 日、あっせん会議、これは 5 役と事務局で行っています。

19 日、昨日でございますが、岩手中央農協農業振興協議会通常総会が行われ、私が出席しております。盛岡市の盛岡グランドホテルで行われております。20 日、本日ですが、午前中に都市計画審議会に私が出席しております。

す。町公民館で行われております。同じく本日、委員全員を対象にタブレット操作活用研修会、農地パトロール出発式を行っております。そして、令和5年第7回矢巾町農業委員会総会となります。

以上ですが、質疑等ございますか。

星川忠博委員

はい、議長。

議長

はい、9番、星川忠博委員。

星川忠博委員

9番、星川です。質疑ではありませんが、農地転用現地調査で東徳田と北矢幅とありましたが、東徳田と煙山でございます。

議長

申し訳ありません。それでは、そのように訂正をお願いします。ほかに質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、次に進みます。日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

(報告第1号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

報告第1号についてご説明させていただきます。

まず、番号2の案件につきましては、現在地域の担い手の方が利用権設定により耕作しております。次に番号4の案件につきましては、2分の1ずつの共有で相続を受けたものです。次に番号5の案件につきましては、当該農地の2分の1の持ち分の方が亡くなつたため、その分について相続を受けたものとなります。以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

なしの声でございますので、次に進みます。

日程第6、報告第2号、使用貸借解約通知について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

(報告第2号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

ありません。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

なしの声でございますので、次に進みます。

日程第7、報告第3号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第3号 朗読)
議長 補足説明を許します。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 報告第3号についてご説明させていただきます。
こちらの案件につきましては、当該農地は農地法第3条の賃借権設定により5年間の貸借で賃借人が耕作していたものです。賃借権設定の場合、賃借期間を満了する際に、当事者が更新をしない旨を相手方に通知しないかぎり、同じ条件で自動更新となるのですが、当事者である賃貸人と賃借人にその認識がなく、令和元年の当初の契約が満了となった時点から賃借人は耕作しておりませんが、現在も貸借が残っていることから、今回合意解約通知により賃借権設定を終了させるものであります。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声でございますので、次に進みます。

日程第8、議案第1号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

事務局 (議案第1号 朗読)
議長 補足説明を許します。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 議案第1号についてご説明させていただきます。
申請地の状況でございますが、次のページをご確認願います。まず、番号1の申請地の状況でございますが、役場の東側約3.8kmに位置しております、南側に町道塚巾線が横断しております、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので、第1種農地でございます。続きまして、番号2の申請地の状況でございますが、役場の北西側約2.5kmに位置しております、東側は町道大道6号線に接しております、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので、第1種農地でございます。以上でございます。

議長 事務局より補足説明がございましたが、7月13日に現地調査を行った農業委員より、調査結果報告をお願いいたします。

高橋かおる委員 はい、議長。

議長 はい、3番、高橋かおる委員。

高橋かおる委員 3番、高橋です。7月13日に私と星川委員、泉山係長と3人で現地調査を行いましたので、その報告をいたします。番号1につきましては、当

該農地は昭和 53 年に居宅を建築したときから居宅の敷地及び通路として利用されており、居宅の東側は庭園として整備されていたもので、この度、居宅敷地を相続した際に居宅及び通路が隣接農地に食み出していることが判明したものです。20 年以上前からの案件であり、意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないものと判断いたしました。続きまして、番号 2 についてですが、当該農地は居宅の通路として利用されており、昭和 54 年に農作業小屋を増築した時点で現況のとおりであったことが判明しております。この度、居宅を建て替えるために地目を確認したところ、農地であることが判明したものです。20 年以上前からの案件で、農地としての原状回復は著しく困難であり、意図的な違反転用ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないものと判断いたしました。以上でございます。

議長

ほかに補足説明はございますか。

事務局

ありません。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がございましたら挙手願います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第 1 号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、許可することに決します。次に進みます。

藤原幸蔵委員

はい、議長。

議長

はい、10 番、藤原幸蔵委員。

藤原幸蔵委員

10 番、藤原です。次の議案に私が所属する法人が係る案件がありますので、退席の許可をお願いいたします。

はい、議長。

議長

はい、14 番、白澤和実委員。

白澤和実委員

10 番、白澤です。同じく、次の議案に私が所属する法人が係る案件がありますので、退席の許可をお願いいたします。

議長

10 番、藤原幸蔵委員と 14 番、白澤和実委員より、次の議案に関係することから退席の申し出がありましたので、退席を許可します。退席するまで休憩といたします。

(13：31 休憩)

(13：32 再開)

議長

日程第 9、議案第 2 号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、

を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第2号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。

これらの案件につきましては、農地中間管理事業による貸借で、番号1から5は貸貸人から農地中間管理機構への利用権設定、番号6から9は貸借人への配分となります。なお、農事組合法人●●●●の分が二つに分かれているのは、組合員と組合員以外の方で借賃が異なることからでございます。また、番号7につきましては、番号2と3を合わせた配分となります。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。

次に進みます。10番、藤原幸蔵委員と14番、白澤和実委員が着席するまで休憩といたします。

(13:34 休憩)

(13:35 再開)

議長 再開いたします。日程第10、議案第3号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

事務局 (議案第3号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第3号についてご説明いたします。

こちらの案件につきましては、農地中間管理を通して貸借していた農地について、耕作者を変更するものでございます。耕作者の変更につきまし

ては、令和4年度までは農用地利用配分計画を作成していましたが、法改正により、今後は農用地利用集積等促進計画を作成するものとなっております。以前は町から再配分の案が提示され、農業委員会が意見を付す形でしたが、地域計画策定までは農業委員会が中間管理に対し、耕作者の変更の農用地利用集積等促進計画の策定を要請する形となっております。配分予定者につきましては、隣接地を耕作している耕作者でございます。賃借料が三千円となっていることにつきましては、配分予定の農地が不整形地であること、所有者から耕作者に対して三千円の賃借料の申し出があったことから、両者合意の上の金額となっております。以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。議案第3号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、要請する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、要請することに決します。

以上で、議事の全てを終了いたしましたので、当会は閉会といたします。皆様大変お疲れ様でございました。

(終了 13:40)

以上は、令和5年7月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和5年第7回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議長 会長 _____

議事録署名人 番 _____

議事録署名人 番 _____

議事録署名人 番 _____